

ひとり親家庭のみなさんへ (中学生以下の児童のいる方)

日常生活を サポートします！



病気や資格取得、就職活動等で
一時的に家事や育児に困ったときに、
市の委託する事業所からホームヘルパー
を派遣します。

サポート内容



【以下の事項は対象外となります】

- ※庭の草取りや家の修理など、日常的でないこと。
- ※商品の販売等当該家庭の生産的活動に関わること。
- ※看護等の専門的知識、技術が必要なこと。

利用時間

1 時間単位で、**1** 回 **8** 時間まで

※利用時間帯は、午前7時～午後10時までです。
※利用回数は、原則、月12回までです。

費用

0 円～**300** 円 (1 時間)

※所得により費用が変わります。裏面をご覧ください。
※要件により300円を超える場合もあります

ご不明な点は、下記までお問合せください。

小平市 こども若者みらい課 相談支援担当

小平市小川町2丁目1,333番地 Fax:042-346-9200

☎ 042-346-9628

詳しくは
裏面へ

小平市ひとり親家庭ホームヘルプ サービス事業のご案内



■ 利用の流れ

事前相談

利用対象になるか相談員がお伺いします。

申請書類 の提出

申請書、連絡台帳、住民票、
(非)課税証明書、在職証明書などの提出

派遣決定

事前面接

ヘルパーと相談員が、ご自宅にお伺いし、
お子さんとも面談を行います。

派遣日時 の調整

利用計画の提出。
(依頼したい日を市に連絡)

ヘルパー派遣

■ 利用上の注意

- (1) **事前相談、利用登録が必ず必要です。**面接から初回の派遣まで、1週間程度かかります。
- (2) 利用計画は、1か月分の利用計画を1週間前までに提出してください。**キャンセルは、前日の午後5時までにご連絡ください。連絡がない場合は、違約金が発生する場合があります。**
- (3) 利用時間を超えた場合、ヘルパーは帰宅します。また、ヘルパーの指名はできません。
- (4) 委託業者の都合により、ご希望に添えないことがありますので、ご了承ください。

■ 費用

区分	階層 区分	所得の額	1時間当りの 負担額
利用できる方 (1)~(5)に該当	I	生活保護受給世帯 住民税非課税世帯	0円
	II	児童扶養手当受給世帯	150円
	III	上記以外の世帯	300円
(6)に該当	別途基準があります。		

利用できる方

中学校3年生以下の児童のいるひとり親 家庭で、次のいずれかに該当する方

- (1) ひとり親となってから2年以内
- (2) 親が技能習得のために、職業能力開発センター等に通学している
- (3) 親が就職活動など、自立促進に必要と認められる活動をしている
- (4) 一時的な疾病、親族等の冠婚葬祭、学校行事への参加
- (5) 小学生以下のこどもがおり、親の就業上の事情(残業等)がある
- (6) その他、市長が必要と認めた場合

※ 伝染性疾患や入院治療の場合は利用することはできません

🕒 利用時間・回数

■ 利用時間

午前7時～午後10時

1日1時間以上8時間以内(1時間単位)

■ 利用回数

原則、月12回まで

(利用できる方(2)に該当する場合は24回まで)

※ 保育園、学童クラブ、一時保育を利用できる時間帯は、それらを優先します。

※ 保護者不在時のお子さんの見守りが中心となります。